

## 平成 21 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之  
庶 務 係 長 佐 々 木 孝 人

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	竹 内 規 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	建 設 課 長	佐々木 正 憲
観 光 課 長	武 藤 一 男	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 栄 八		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成21年6月25日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第59号 にかほ市自治基本条例制定について
- 第2 議案第60号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第61号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第62号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第63号 財産の処分について
- 第6 議案第64号 市道路線の変更について
- 第7 議案第65号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第66号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第9 議案第67号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第68号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 請願第2号 「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書
- 第12 請願第1号 中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書（継続審査中）
- 第13 陳情第4号 「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情
- 第14 陳情第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める陳情
- 第15 陳情第6号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第16 陳情第3号 後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書（継続審査中）
- 第17 議提第3号 物価に見合う年金の引き上げを求める意見書
- 第18 議提第4号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 第19 議提第5号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書
- 第20 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第21 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間休憩します。

午前10時01分 休 憩

---



.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（23名）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	齋藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之  
庶務係長 佐々木孝人

.....

### 説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	税務課長	齋藤利秀

市 民 課 長	竹 内 規 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	建 設 課 長	佐 々 木 正 憲
観 光 課 長	武 藤 一 男	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 栄 八		

.....

平成 21 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 65 号、議案第 68 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

.....

午前 10 時 01 分 開 議

●一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

●総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。当委員会に付託になりました案件の審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）中、今回は総務部に関する事項であります。

次に、議案第 68 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）について、今回は総務部、消防本部に関する事項であります。

いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

若干審査の内容を申し上げたいと思います。

議案第 65 号は、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の内容について、詳細な資料が配付されておりますので報告を割愛いたしますが、歳出 2 款 1 項 11 目の交流促進事業費中、男女共同参画講演会の部分で、当初大学などの先生を講師に予定していたようですが、県の委託金を活用し、難病を抱える御夫婦の講演会に切り替えるための措置であります。

また、西施像の設置については、本会議で説明があったとおりであります。委員からは特に反対意見ではないようでしたが、台座工事という負担つきの寄附の受納に一考されたしとの意見がありました。

また、設置場所の管理、整備についても周辺景観を整えるよう要望いたしております。

議案第 68 号は、歳入 14 款 2 項 6 目地域活性化・経済危機対策臨時交付金の受けが企画情報課でしたので、事業の選択手順について質問がありました。各事業については、これも資料が配付され、本会議でも説明がありましたのである程度割愛いたしますが、安全・安心社会の実現、地球温暖化防止、少子高齢化社会への対応、地域実情への細やかな対応というような国から示された観点で各課からさまざまな事業の提出を受け、財政課とともに緊急性、必要性を重視し検討した結果、資料の表で提出された事業に絞ったということであります。

委員からは、財政調整基金の投入のぜひについて意見がありました。当局では、各事業の緊急性、必要性にかんがみ、最小限の繰り入れをしたということであります。

また、購入を予定しているテレビの台数が多いわけですが、財政課施設管理係のほうで庁舎、学校、各施設のテレビの全部の年式などを調査したようであります。将来的メンテナンスなども含め、全く買いかえるもの、チューナーで対応するものについては各施設に一任するということがあります。また、少し大型のテレビはビデオやDVDの再生用として利用も考えているようであります。

ちなみに現在、52 施設で 259 台が設置されており、このうちデジタル対応のものは平成 17 年から平成 21 年までに 11 台導入されております。以外は 248 台になりますけれども、昭和以前、これは調査が不可能ということで昭和以前ということにくっついてありますが 27 台、平成 1 年が 21 台で、その後ずっとありまして、一番多い年が平成 10 年の 18 台、平成 20 年の 19 台というようなことになっておりまして、最近の平成 17・18 は一、二台ということになっている状況であります。

9 款 1 項 3 目の消防ポンプ舎建設では、本会議の質疑でもありましたが、まちづくり交付金事業の対象地でもあり、当該地は現状では緊急出動に難点がある場所で、道路のアクセスの問題、位置の問題、コミュニティー防災センターとの関連など、庁舎内の横断的協議が希薄な答弁で、委員会ではその辺の協議を十分煮詰めるよう要望いたしております。

また、9 款 1 項 6 目の都市防災総合推進事業費の防災行政無線工事に多額の予算が上乘せになったわけですが、これにより開局が早くなるのかとの質問には、来年度の予算の動向があるので、あくまでも予定どおりの平成 23 年 4 月の開局としております。また、現在の屋外拡声子局の位置は 9 割方移動が必要との説明を受けております。

なお、避難所看板については、防災無線の設置を優先し、平成 22 年度以降に取りかかるとの説明でありました。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10 番加藤照美君）登壇】

●教育民生小委員長（加藤照美君） それでは、去る 19 日に当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第 56 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項、議案第 68 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

審査の内要について若干申し上げたいと思います。

歳入 15 款 2 項 2 目の民生費県補助金では、保護者の負担軽減はどのくらいで、他の市町村でもこの制度に上乘せして実施しているところがあるのかとの意見があり、保育料については所得税、それから住民税課税等の有無によって 1 階層から 7 階層まで分かれていますので、なかなか負担額の軽減がどのくらいか、あるのかというのは難しいようであります。

県のこの制度に上乘せしている実施している自治体は、現在のところ大仙市、上小阿仁村、八郎潟町、美郷町、東成瀬村の 5 市町村のようであります。

歳出については、本会議で説明資料として配付してありますふるさと雇用再生事業が主な内容であります。その他、平沢財産区からの寄附については、財産区としては後々まで残るものを贈りたいということ、学校側では図書がほしいということで、今回、図書に 500 万円、校舎壁画に 1,300 万円ということになったようであります。

次に、宝くじ協会からの助成金を活用しての歴史の里づくり事業については、ほとんどが案内板や説明板の作成費用という説明でありました。

議案第 68 号についても本会議でほとんど説明されているわけですが、生活支援が必要な世帯に対しての火災警報器設置については、寝室に取りつける予定であります。2 階に寝室がある場合は消防法上、階段にもつけなければならないことになっていきますので、台数の把握はできないということでありました。

現在設置している世帯については、寝室についている場合は、希望があれば居室につけることも 1 台は認めたいとのことでありました。

見積り等は市内の業者から取ってもらうことになるようであります。

次に、仁賀保一般廃棄物最終処分場の不良土処理委託については、この処分場は平成 14 年 10 月から平成 16 年 3 月までに新設工事を行ったものであります。その際に地下に埋め立て年度不明の廃油が廃棄されているのが判明され、建設の支障になることから撤去の必要が生じたわけですが、それを処理するためには莫大な費用が発生するため、新設する処分場の工法を用いて不良土を閉じ込めている状況であります。この不良土を処理しないと、今後、処分場を閉鎖、あるいは廃止の手続がとれないことから、このたびの補正計上となったものであります。

次に、象潟中学校の部室整備事業については、このたび解体されることから新しくつくるものであり、全体の面積は 108.54 平方メートルで、概算で 1 平方メートル当たり 9 万円で計算をした額と設計費を計上したとの説明がありました。

岡ノ谷地グラウンド改修事業については、スプリンクラーを 2 基設置し、その他、砂の飛散防止



を図るため土壌改良剤を散布するもので、約2,000平方メートルぐらいとのことであります。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22番佐々木正己君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木正己君） 議案第65号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）並びに議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の当委員会に所管の審査の結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第65号並びに議案第68号は、全員の賛成で可決に決しております。

一、二申し上げます。

議案第65号の14ページの観光総務費19節の日本海きらきら羽越観光整備事業負担金94万9,000円ありますが、これは金額そのものよりも内容に委員の皆さんから相当いろいろ御質問やら御要望が出されております。

10市町村と民間業者でやる仕事なわけですけれども、これに対して委員からは、国や取り組む側で事業展開の手法、あるいはその意識が十分浸透しているのか、あるいは事業のスピードがおそいのではないかという、そういう声が出ております。また、にかほ市でも各種団体、あるいは事業者、その趣旨を理解していただいて御協力をいただき、十分な効果を上げてもらいたいという意見が出ました。

これに対して観光課からは、認可されたばかりでもあり、具体的な事業展開などの話し合いの会合は近々持たれることになる。それから、市内の各団体、事業者に対し、説明をし、御協力をいただき、十分な事業効果を上げたいというお話が出ております。

議案第68号ですが、委員からも感想が出ましたが、大変わかりやすい説明資料が出されておりました。特に8款土木費の中で、委員からは、地域要望はどの程度あるのかということに対して、スマイル付近の点字ブロック工事費600万円、それから備品購入費、これは低公害車の購入ということで250万円、これを除くとすべては地域からの要望にこたえたものであるというような説明がなされております。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 65 号に対する討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 65 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 68 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 68 号に対する討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 68 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 68 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 21 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前10時28分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第59号にかほ市自治基本条例制定についてから日程第10、議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの10件、日程第11、請願第2号「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書と日程第12、請願第1号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書（継続審査中）の2件まで及び日程第13、陳情第4号「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情から日程第16、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書（継続審査中）までの4件、計16件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

●総務常任委員長（菊地衛君） 去る6月19日、当委員会に付託になりました案件の審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第59号にかほ市自治基本条例制定について、賛成多数で可決いたしております。

議案第60号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決をいたしております。

若干、審査の内容を申し上げます。

議案第59号については、多くの質疑、意見が出されました。私の報告でその全部を伝えることはできないと思いますが、委員会での質疑、意見、当局の答弁、考え方、そしてにかほ市自治基本条例策定検討委員会の審議内容などの説明を受け、これらをまとめた形で報告していきたいと思っております。

まず最初に、これまでの条例制定は市当局が策定する、または県や国からの準則に基づく策定、あるいは議員発議などで行われてきましたが、今回は市民の手により策定された初めての条例であるということであります。ただ、私自身もそうですが、市民委員の方々は法律や条例に精通しているわけではないと思われることから、内容の整合性、字句の適合性などについては法規条例の専門業者に内容精査業務を委託したようであります。

次に、条例の表題について、「自治基本条例」でなくても「まちづくり基本条例」、あるいは単純に「まちづくり条例」でもよかったのではということについては、「まちづくり」と表現すると総合発展計画に示されているような具体的な施策と間違いやすいのではとの懸念から、「自治基本条例」の表題を用いたとのことであります。

次に、それぞれの条文、条文の解釈、字句の解釈、適当性などでありますが、前文「すべての市民が共有するにかほ市の自治の最高規範として」の部分ですが、行政運営上の最高規範と解し、この条例の制定の背景には、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の権利拡大による自己決定、

自己責任が求められ、地方による地方のための基本的な考え方、指針を明確にする新たなルールづくりの必要が生じ、憲法や地方自治法に明文化されていない市民が主役、市民参加、情報公開などやまちづくりに関し、行政、議会、市民、事業者などのそれぞれの立場、役割を位置づけることによって協働のまちづくりを推進するとの基本原理を条例という形で法的根拠を持たせた最高規範ということでもあります。

さらに、合併4年目を迎えたにかほ市にとって、市民、事業者、議会、行政の、なお一層の一体感醸成にも寄与するだろうということでもあります。

権利、役割及び責務の文言は、前段で申し上げたそれぞれの役割を明文化し、「するものとする」は断定的表現、「努めなければならない」は努力義務、「しなければならない」は義務として解釈されるとしております。

「市長は」で始まる条項は、市長に権限を持たせているわけですが、市長が一人で判断するものではなく、広く市民や議会、職員の意見や声を聞きながら、この条例を生かしていくとの解釈が適当であるとの考え方でした。

そのほかに気になる文言として4条の2「市民は責任を持ち」、8条の「全力で市民の負託に」、28条の「必要があると認める」、30条の2「男女の比率」などがあり、20条の公開については他の法令に触れる個人情報などに関して、その都度対処することとし、35条でいう「適切な措置を講じる」では、今後この自治基本条例を運用していく上で、さらにはより実効性を高めていくために現行条例や他の法規との整合性を検証する審議会などを設置する条例が必要であろうとの認識が示されております。

そして、なぜ今かという点については、前段で申し上げました地方分権の大きな流れが大きな要因ですが、平成19年3月28日を第1回とし、平成21年2月18日までの25回、ほぼ2カ年にわたる策定委員会での審議、議会にも施政報告等で以前から報告されており、素案の提示が平成20年12月26日付であり、さらにその後、協議会での意見交換の場もあり、当局では、議会の意見も踏まえて市民への周知に時間を費やしたことなどがあり、時間の経過はかなりあったということになります。

また、市民への周知について、当局では条文案の全戸配布という異例の措置を講じるなど努力はしたものの、市民の関心、浸透度、理解度が少ないのではないかとすることはいなめません。委員からは、市民の責務や役割、責任という部分で全く問題がないわけではないし、時期的に急ぐ必要もないし、せっきくの協働のまちづくりの条例なので、特に市民の方々へもっと浸透し、市民全体がよしとする時間が必要であるとのことから継続審査を求める意見もありましたが、結果、賛成多数で可決いたしております。

議案第60号は、本会議で説明、質疑への答弁があったとおりで、新たな住宅ローン特別控除の創設ということで、それに関連して事業所得、株式配当所得、土地譲渡所得などの関係条文の整理、改正であります。

以上、報告を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませ

んか。14番佐々木清勝議員。

●14番（佐々木清勝君） ただいま委員長から自治基本条例について大変詳しいその説明がありまして、当初よりは非常に整理された形で理解できたわけでございますが、そこでちょっとお伺いしたいのですが、要するにこの条例は市の最高の規範ということで定められておるということでございますけれども、それぞれの行政運営上の取り扱いの中で、具体的にそれぞれの上位法との関係を、例えばこういう場合はこうだということの説明、あるいはそういう議論があったのでしょうか。まずひとつお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） その件に関しては、これまでも議会の協議会等でお話があったと記憶いたしておりますが、委員会でも先ほど報告をしましたとおり、そういった関連が——を全部精査をして一応つくったと。ただし、まだまだその整合性が出ないところがあるとすれば、そのための審議会をつくって検討していくと。条文にもありますように4年をめどに見直しという条項もそこら辺に関係してくるものだと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 委員長、最後の「思っております」でなくて。

●総務常任委員長（菊地衛君） 最後の「思っております」でなくて、「そういうふうになります」というふうに訂正いたします。

●議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

●14番（佐々木清勝君） わかりました。

それからもう一つ、地方分権の流れの理解の仕方でございますけれども、およそ地方分権の流れはこの辺で定まったというような観点での議論をなされたのか、あるいは地方分権そのものがどういう形で進展していくかということの最も基本的な部分についての、いわゆる策定委員会等の検討の状況等について御審議なさっているのであればお知らせいただきたいと思えます。

それからもう一つ、要するにいろんなその責務の問題がいろいろあるわけでございますけれども、確かにこの条文に書かれているように、それぞれの責務に努めるものがあるわけですが、現状において、例えば議員の責務にしても、現時点ではその部分がこの程度であり、さらにこの条例をつくることによって、よりそれを補完すべきだと、そういうようなその実施面、実態面での議論がなされたのか、この辺をお知らせいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 地方分権の大きな流れ、あるいは地方分権がある意味で終息して、これから地方が自立、あるいは独立していくというような、そういう議論の深いところまでは審査をいたしておりませんが、いずれ明治維新から戦前、戦後、それから今回の地方分権一括法と、大きく政治あるいは行政の流れが変わってきたということに対応するためというふうに理解しておりますし、今御質問のあったような動向については詳しく審査はいたしていません。

それから、責務——実効性というような部分ではありますが、現在、条文に書かれてあることは、ごく当たり前に当局、議会、あるいは市民、実効している部分もあるわけですが、それをさらに実効性を深めるためにどうするかということが課題になろうかと思えますが、そこら辺について

は深く審査はいたしておりません。ただ、先ほども申し上げましたように、非常に市民の関心が低い、PR不足という点については、この条例が可決されればさらに当局のほうで地域に出向いて、その実効性を高めるため、あるいは市民の役割等について説明をしていくという答弁はいただいております。

●議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

●14番（佐々木清勝君） 議長、私の発言権、これで最後ですね。わかりました。

それではですね、先ほど委員長報告にありましたこの35条の扱いでございますが、これの理解の仕方について、やはり条例である限りはですね、あらゆるものを想定して制定するというのが一つの条例の根本的な考え方と思うわけですが、これは私の聞き違いかどうかわかりませんが、言うなればいろんな審議会等でさらにそういうものをやることがある。当初の4年というのは、その時期の変化、時代の流れ、こういったようなものについて、この条例が即しなくなったときにはそういう変更をするのかというふうにして私は理解しておったんですが、ただいまの委員長の報告によりますと、この条例の中で既にそういうような審議会等を求めてやらなければならないことが想定されてあると、こういう条例であるならば、もっと議論を深めてはいかがかというようなその委員の議論はなかったのでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 今の質問の趣旨の議論はありませんでしたけれども、私の舌足らずのこともあったかもわかりませんが、先ほど申し上げた現行条例、あるいは他の法規、それから、これから法律等、あるいは他の条例等、法規が変わる場合も想定されます。そういったところで、それら法規との整合性を検証する、あるいは万が一——今、提出されているものにも整合性がかなわない部分——いや、これはかなり審査していますので、ないとは思いますが。ないということで上程してありますけれども、万が一そういうことがあった場合も想定してこれを検討する審議会もつくらなければならないだろうという認識が示されたら、ということでもあります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。5番宮崎信一議員。

●5番（宮崎信一君） 大変細やかに御説明をいただきまして、また、策定委員会の皆様方にも、この場で言うお礼ではございませんが、大変御苦労されたものと思います。

説明の中に当局から市民への周知はやはり不足していたのではないかというふうな御発言をいただきましたが、その中でも委員会として可決に至ったわけをお伺いしたいと思います。

さらに、今、佐々木議員からも出ましたが、この自治基本条例の中で、今後、策定委員会、また市長を含めた中で足りないものは補っていくということでございましたが、今後の課題についても委員会の中で話が出ておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 可決に至った経緯ですけれども、いろいろ御意見がありまして、個々がどういう判断されたかという部分については100%承知しているわけではありませんけれども、先ほど説明申し上げましたように、市民の手による市民の条例という観点が一番大きかったのではないかと理解をいたしております。

また、今後の課題については、先ほど申し上げましたように、これらをいかに周知し理解してもらって、実効性のある条例にしていくかということは大きな課題であるということの認識は委員会でも話し合っております。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時47分 休 憩

---

午前10時47分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 私の発言の中で当局のPR不足と、あるいはしていないというような発言があったやに思います。当局としては、十分PRをしたつもりであると、あるいはその3月定例会前後ですか、パブリックコメントも実施しておりますし、自治会の会長さん方の説明会等、十分やっているということで、ただしその関心度が低いというようなことですので、よろしく願います。

●議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

●5番（宮崎信一君） その関心度が低い、それから周知はこちらから一方的に——市民が関心度不足、また、周知に関してもまだまだいっていないという中で自治の最高規範としてというこの条例を策定するに当たり、どちらが先とか——周知が先なのか条例が先なのかというような意見は出ませんでしたか。

●議長（竹内睦夫君） 菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 何度も申し上げておりますように、当局では鋭意周知に努力をしているし、先ほども申し上げましたようにパブリックコメント等も実施しておりますし、委員会としては、さらにそれを実効性のために可決後——可決かどうかはあれですけども、可決後もその周知に努めていただきたいという要望はいたしております。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） この条例の及ぶ範囲というのは非常に広いわけですね。市民といっても、ここで働く人や学ぶ人、これも入りますし、事業者といった場合は他に住居を持って市内で事業を営む者も入るし、また、市内で活動する団体、外部から来てもこの条例の傘下にあるというふうに言えると思うわけです。本会議でも質問したのですが、周知の範囲、仕方、これは今ちょっと触れましたが、市内で働く人、学ぶ人、事業者、それらへの周知の仕方がどの程度までいっているかというような確認とえばいいですか、話しは委員会では出なかったかどうか。というのは、事業者といっても、ここに居住している場合は世帯に配布されましたから一応届いたと思うのですが、その居住者でない事業者とか、あるいは通ってくる従業員とか、そういう範囲もあるわけですから、その辺の周知の範囲とえばいいですか、仕方とえばいいですか、その点について委員会での審査についてお尋ねします。



●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） まず最初に、説明の範囲ですけれども、まず第1番目には全戸配布しているということがまず第1点挙げられると思います。それから、ホームページ等での掲載もしております。さらに、事業者関係ですけれども、これは本会議でも説明あったように、個々の事業者を回ったという実績はないようであります。事業者が集まる会合において説明会を開いたと。たまたま私もその場面にいた一人でありますけれども、大変私にとってはわかりやすい説明であったと記憶しております。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 委員長の説明を聞いて大分理解が深まったのですが、地方自治法では地方公共団体の自主性、あるいは自立性、こういうものを尊重しております。本市でもその地方自治法の本旨を体して各種の条例をつくって行政運営を行っているわけであります。このたび自治の最高規範としてあえてこの条例を定めるわけですけれども、今の時期、定める今の時期について特別の意味があるのかと。なぜ今なのかという感じがするわけでございます。先ほど委員長報告にもちょっと審査内容にあったのかとは思っておりますけれども、再度お伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、もうほぼ2年前から策定委員会の審議を経ておりますし、また、議会にも提示しておりましたし、パブリックコメントなどもやっているということで、時間的な流れや多さというのはそんなに少ないものではないというふうな審査内容でありました。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 再度お伺いたします。

長い期間の審査、それはわかります。提案する段階で、市はそれなりの目的があって審議会といいますか、そちらに提案したと思います。ですから、こういった自治の最高規範、委員長の先ほどの説明では、行政運営上の最高規範と、こういうふうな説明があったと思いますけれども、非常に大きな条例でございます。そういうものを今の時期に提案するとすれば、何か大きい目的といいますか、これから先こうしようとか、あるいはこの機会にというふうな何か大きなねらいがあるのではないかなというふうな感じがするわけですが、その点について私の聞いた、なぜ今なのかというのはその辺なんです。そういったことについて委員会で審査がありましたら御報告をお願いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 先ほどの報告の繰り返しになりますけれども —— 合併4年目を迎えて、地方分権の流れも進み、あるいは経済状況がこう逼迫しているという状況の中で、にかほ市として自立をする、あるいは一体感の醸成を築いていくというその趣旨のようであります。

●議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） 一つは、この条例を市民が実感できる条例にしていく必要があると思うんです。そのために、この委員会の中で職員の意識改革についてどのようなお話をなされたか、その点について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 職員の意識改革については、職員の —— 暫時休憩してください。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休 憩

---

午前10時56分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 職員の意識改革については、管理職以上は何度か会議を持って周知をしているようであります。一般職員については、管理職が各職場でお話をしている。あるいは庁内のパソコンに情報を流しているということで、 —— という内容でありました。

●議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） この後この条例を市民が実感できる条例にしていく必要性が大きいと思います。そのために、当然職員としてこの条例を推進していくために、どのようなその意識を持って、改革を持って進めていくかという、そこら辺の今後のひとつの課題を含めたことについて委員会でどのようなお話になられたかお聞かせ願います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 条文に示されています職員の責務ですとか市長の責務ですとか、そういった形をより実効性のあるものにしていくという審査の内容であります。

●議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 1点だけ、この35条にわたる自治基本条例ですが、当局のほうではこの条例の中で最大のポイントはどこにあるのだという話は出ましたか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） 最大のポイントという審査はしておりませんが、条例策定というのが最大のポイントと理解しております。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前10時59分 再開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

答弁、菊地総務常任委員長。

●総務常任委員長（菊地衛君） ただいまの質問につけ加えますけれども、何度も申し上げておりますが、市民の手による市民の条例ということが最大の特徴でできたものであります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため、11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10番加藤照美君）登壇】

●教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは、去る19日に当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第61号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第62号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第66号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第67号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

次に、陳情第4号「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情については、賛成多数で採択となっております。

次に、陳情第6号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情については、全員の賛成で採択となっております。

次に、継続審査となっていました陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情については、賛成少数により不採択となっております。

次に、請願第2号「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書については、継続審査となっております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 61 号については、本会議でもいろいろ質疑あったわけなのですが、当委員会でも改正前と改正後の比較表を参考にしながら審査を行いました。

このたびの改正は、介護納付金の課税限度額の変更や上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例についての規制が附則として追加されている内容等であり、市民に対して不利益になるような改正ではないとの説明でありました。

次に、議案第 62 号については、地域の方々との話し合いの内容等についての質疑が出ましたが、年々児童・生徒の減少に伴い、地域の方々も学校がなくなることについては大変寂しい思いはあるようですが、将来、このにかほ市を背負って立つ子供たちのことを考えた場合、統合もやむを得ないという雰囲気が強くなってきており、このたびの結論に達したとの説明をいただいております。

次に、議案第 66 号、67 号については、負担金の概算見込み額が確定したことによる補正、あるいは負担金の精算に伴う償還金が主な内容ですので、特別意見はございませんでした。

次に、陳情第 4 号については、物価上昇率に見合う年金引き上げを行うこととあるが、物価が下がれば年金も引き下げるのかとかいろいろ意見が出ましたけれども、年金の改正については経済スライド制がとられており、物価上昇に見合う年金の上乗せが必要ということで、賛成多数で採択と決しております。

陳情第 6 号については、にかほ市の歯科診療の状況等の資料をもとに、1 人当たりの診療費、受診率、受診日数、1 日当たりの診療費等を参考に審査いたしました。当市においても高齢者や食生活が原因で子供の歯の治療がふえてきており、医療費もふえてきていることから、全員の賛成で採択となっております。

次に、継続審査となっていました陳情第 3 号については、お年寄りを大事にする、あるいは大切に考える考え方から、75 歳という年齢で線を引いて高齢者だけを切り離すこの制度については、廃止を含めて見直しをするべきであり、弱い立場にある高齢者の声を国へ届けるためにも、にかほ市議会として本件を採択するべきであるとの意見は出ましたが、現在この制度については国でもいろいろと改正をしようとしているわけで、もしこの制度が廃止ということになりますと、国や各自治体の財源等にも影響してくるだろうということで、賛成少数で不採択と決しております。

次に、請願第 2 号については、請願書の内容に願意と一部違う部分があるため、精査する必要があるということで継続審査となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 2 つあります。一つは、議案第 62 号のにかほ市立学校設置条例の関係です。

本会議で質疑を行いましたので大体内容はわかりましたけれども、アンケートも取ったということもありましたので、そのアンケートについては委員会で目を通し、あるいは内容を検討したかどうかということについてひとつお尋ねします。

それから、本会議で質疑したわけですが、それ以上の内容について審査した事項があったら、そ

れについてもお答え願いたいと思います。

二つ目は、陳情第3号の後期高齢者医療保険証の問題ですが、これは廃止の云々もありましたけれども、これは廃止すると負担増になるからというような意見があったやに報告で聞きましたけれども、その辺のところをもう少し具体的な内容がありましたらお知らせ願います。

2点です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（加藤照美君） 最初に議案第62号についてですけれども、アンケートに目を通したかということでしたが、これについては委員会ではアンケートについての審査は行っておりません。

本会議以外で変わったような話の内容ということでもありますけれども、ほとんど19日の本会議での質疑等での話が主でしたけれども、——この地域の方々に対するその説明、この点については中学校の統合はずっと前から話があったわけで、今回この小学校の統合についても平成19年ころから話し合いをしてきたと。そういったことで地域の方々の了解を得て今回の提案ということです。

陳情第3号についてですけれども、参考までなのですけれども、この陳情第3号については、県内で採択したところは横手市だけでございます。これについては今、社会保障ということでいろいろ財源的なことも話し合われていますので、そういったことで後期高齢者医療制度を廃止した場合は財源等が国・県、あるいは各自治体に負担増となるだろうということは予想——そういうような話し合いはありました。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22番佐々木正己君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木正己君） 当委員会に付託になりました議案並びに請願、陳情について、その結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第63号財産の処分についてであります。全員の賛成により可決に決しております。

現地を見てまいりました。最初の不動産鑑定による標準価格は平米当たり1万9,600円でした。これに調整の格差係数、土地の形状等による調整率、これが0.52を乗じております。その結果が1万200円、さらにもう一つ、調整率がありまして、景気等による調整率0.60、これをさらに乗じて、結果が1平米当たり6,120円の面積分で4,641万4,000円という額だということになっております。

なお、この係数の算出は担当課ではなく、不動産鑑定士のほうで行っております。

ということで、やり取りの中で仮契約期間の日割り賃貸料の免除はどうかという質問には、法的にはできないということでもあります。

それから、市の観光施設誘致条例の適用はどうかということに対しては、申請があり、内容を検討して合致すれば当然適用したいという答弁が出ております。

それから、一般競争入札はどうだったかという質問に対しては、それももちろん当然あり得るということですが、弁護士のアドバイスにより借家権の主張から、かえって後で混乱が生じるので、これは避けたほうがいいということでのサンねむの木への売買ということになっております。

次に、議案第 64 号市道路線の変更についてであります。これも全員の賛成で可決に決しております。

これも現地に行ってまいりました。変更前、変更後の差 477 メートルを廃止するということでもあります。

それから、陳情第 5 号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情であります。

耳慣れない言葉で、担当課の資料をいただき、内容ですけれども、これは働く人みずからが出資をして、働く人全員が経営者で全員が仕事を行うと、こういうようなことで、全国には障害者団体など約 10 万人以上がこの協同労働という働き方をしているので、その法人格がほしいのだというのがこの陳情の趣旨であります。ということで、現国会のほうでも 160 人から 200 人、超党派の議員連盟でもって今、法制化の検討が始まっているというような内容で、全員の賛成で採択に決しております。

それから、3 月定例議会で継続審査になっていた中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書については、去る 5 月 21 日に委員会を開いて結果を出しております。全員の賛成で採択に決しております。

紹介議員の飯尾議員及び佐々木建設部長以下建設課からの皆さんからの出席をいただいて、判断材料の参考にさせていただきました。

紹介議員からは、旧仁賀保町のときから当該地域は数少ない工業団地の候補になっていたということ、それから二つ目として、日本海沿岸東北自動車道の金浦バイパスの補完道路としての利活用が期待されていたなどの説明がありました。

建設部長からは、幹線道路の建設、整備改良には力を入れているが、現在、当該道路の整備計画はその範囲にはないということでもあります。

二つ目として、市としての工業団地化構想については、担当部としては承知をしていないなどの説明がありました。

これを受けて委員会では、将来の工業団地化構想や日浴道との関連はさておいて、利用者の交通の利便性、あるいは旧町時代からの住民の皆さんの長い間の熱意という観点から、この請願書は採択にするに妥当であるということでもあります。ただ、一部委員からは、文言に「早期着工」という言葉がありますが、これはちょっとなという感想を漏らした委員もおりましたが、そのまま採択ということになっております。

以上であります。

●議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。9 番伊藤知議員。

●9 番（伊藤知君） 議案第 63 号財産処分に関してですけれども、質疑もさせていただきましたが、

売り手側の財産の評価と買い手側の評価に関して、委員会のほうでも再度詳しい中身までお話し合いをされたのかどうかお伺いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（佐々木正己君） 先ほど出した数字がすべてで、売り手、買い手のその価格の思わく等については特に委員会では出ておりません。ただ、不動産鑑定士の平米当たりの単価から係数を乗じて——1よりマイナス係数ですので、掛けていくたびに平米単価が下がったということの技術的なことでの単価設定だということでもあります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第65号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決しました。

議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についても、全員賛成で可決しております。

これで報告を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第59号にかほ市自治基本条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） 通告していませんでしたが、委員長の報告、それから質疑などを聞いて、進むべき方向、それから、これまでやってきた取り組み、これは頑張ってきたし、評価できる、よかったというふうに思いますが、さらに時間をかけて浸透させて、そして市民の気持ちを盛り上げていくと、こういうふうにするべきでないかという点で反対の討論をします。

これまで——本会議でも聞きましたけれども、市政報告、9会場で200名、町内会4集落230名、高齢者学級、他団体等で550名、計22回、約980名という報告がありました。国勢調査では、国勢調査時点では20歳以上の市民が2万4,000人おりました。今、変わったと思います。今回約1,000人の人に話をし、聞いてもらい、意見等も求めたというわけですが、市民全体としても約2万人に1,000人というので、20人に1人、これは評価によってはかなり進んだなということも言え

るのではないかと思います。しかし一方では、もう少し頑張るべきでないかと、こういうことも言えると思います。さらに、さっきちょっと質問しましたけれども、市に在住している人だけでなく通ってきている人、各種事業所の従業員もおります。そうすると、もっと分母が大きくなるのではないかというふうに思います。ですから、私は普段、代表で入ってきている事業者は別かもしれませんけれども、各種事業所に主なところでも結構ですから従業員の半数ぐらいの素案を配布して説明してくるとか、あるいは仁賀保高校もありますから、こういうところに行って高校の生徒に話す場をつくるとか、いろいろまだ手はあったのではないかと。そして、考え方のちょっとずれがあるのですけれども、市民代表の策定委員が検討したから市民の声が入っていると。それは確かにそうは言えると思います。しかしこの策定の段階は、市民には全然わからない状態で進んでいるということです。千葉県の流山市というところでは、条例策定の途中、策定しながらニュースを毎月発行して、そして2年ちょっとで30号ぐらいまで発行しているわけです。そして、また別の場所ではフォーラムを開いているとか、こういうこともやっております。ですから、市民の代表が入って策定したから市民の声で進んできたというよりは、私としては素案ができてから、これからが本当に市民との交流、周知徹底、そしていろいろ意見をもらう、こういうふうに考えるのが自然なのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で私としては、これまでの努力、これは評価しますし、特に3月以降の市政説明会等を含めて1,000人近い人に説明をしたというのは大変すばらしいというふうに思います。また、内容面でも深く検討されておりますので、もう少し時間をかけて、まだ合併の記念の日は先にあります。ですから今は6月議会ですから、9月議会あたりまでもう少し時間をかけていいのではないかと、そういう意味で時期的な面で反対の立場にならざるを得ないと、こういうことで討論を終わります。

すみません、千葉県の「流れる山の市」は「りゅうざん」でなくて「ながれやま市」のようでした。地名は難しいです。訂正して討論とします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。20番池田甚一議員。

【20番（池田甚一君）登壇】

●20番（池田甚一君） 議案第59号にかほ市自治基本条例の制定について、賛成の立場からの討論を行いたいと思います。

先ほど総務常任委員長の委員会の報告の中で大変詳しく審議内容、あるいはまた、この条例の文言、あるいは文脈について説明ございましたので、似たような表現は大幅に割愛し討論を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本条例は、公募を含めた市民からの代表13名の条例策定検討委員が2年間25回の策定委員会を開催し、市民が主体的な立場で条例制定に参画し策定した画期的な条例であると思います。

私は、地方分権改革の結果、みずからの自治システムである自治基本条例の制定の必要性を高めたものと思います。すなわち、地方のことは地方で、市のことは市の力と知恵で決めなければならない時代となりました。

また、市民の参画のもとでのまちづくりに関して、条例ではこう盛られています。いわゆる市民



は行政任せでなく、行動や発言に責任を持ちながら積極的にまちづくりに参画し、基本構想や各種の計画に盛り込まれた具体的項目の実行に努めることと読みとれます。この条例の終極の目的は、住民自治の確立にあると思います。市民の参画、行政や議会から市民への積極的な情報の提供、公開など、これまでの制度や仕組みではあまり触れられていないことが、この条例の各章ごとに正面から取り上げられている点が大きな私が賛成する理由であります。願わくば市民の一人一人が、この条例の価値を実感できる日が一日も早くくることを願い、にかほ市自治基本条例の制定の賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

●21番（本藤敏夫君） 討論の通告をしておきましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

本会議での説明、あるいは常任委員会での討論の内容等を基準にし、賛成の立場で討論するわけですが、総務常任委員会でも賛成討論いたしましたし、委員長からもその要旨については既に皆さんに報告されていますので、それも私の賛成の理由点でもあるわけで、重複する部分は除いて賛成討論をしたいと思います。

私も行政で大変長い期間お世話になって、その仕事の基本には条例というものが非常に大きかったわけですが、当時の条例というものは役場職員や議員のための条例と言っていいくらい一般の市民にはなじみのない規定条項でありました。しかし近年、情報化の時代となり、市民が家庭においてパソコン、インターネットを開き、条例を見れる時代になっております。そういう社会の環境があり、市で行ういろいろな事業や行政行為には根拠が必要になってきます。その根拠規定が私は大事ではないかなと、こう思います。新市における総合発展計画、協働のまちづくりをうたい今日に至っておりますが、この協働のまちづくりを市民及び組織、団体を含め、議会、それから市当局、一体となって推進するための根拠規定としての自治基本条例という私は捕らえ方をしております。これからも行政の基本姿勢として本条例を有効に活用し、市民一体の行政運営に期待したいという考えでおります。

条例の内容を見ますと、根拠規定として具体的な市民、行政、議会、それぞれの役割分担をきちんと明文化されている。市当局には「〇〇をしなければならない」という義務条項や、市民に対しては「〇〇に努めることにする」というような条項が非常に多く、決して市民に大きな負担を伴うものでもないし、今後のまちづくりの基本姿勢にこの根拠規定として自治基本条例が生かされることを期待し、賛成の討論にさせていただきます。

失礼しました。昔は条例は役場職員や市職員、あるいは議員のために使われているのが主でありましたがという意味で前段申し上げましたので、現行ではそうではないということを申し上げたつもりですので、訂正を願います。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

●22番（佐々木正己君） 原案に賛成の討論をいたします。

皆様もう既に目を通していると思いますが、先だって魁に社説としてこれが大きく取り上げられております。その中の指摘で、ほかの条例、あるいは法律との関連の指摘、それと適用された場合の運用の仕方、これについての疑問点と言いますか注文の記事はありましたが、何よりも前段で、これは当たり前前の条例だというふうに記載しておりました。私はそれを見て、ああなるほどなど、当たり前前の条例なんだ、だから当たり前前の条例は当たり前前に可決しても、これは当たり前前だというふうに私は思うのであります。

それと、先ほど来、質疑あるいは討論の中で周知徹底が足りないのではないかという指摘がなされておりますが、これは大変微妙なことだろうと思います。果たして何人に知らせればいいのか、あるいは何十日かければいいのか、そういうことではないと思います。ですから、当たり前前の条例を当たり前前に可決をして、当たり前前に市民の皆さんにお知らせをして、そして実行していくという姿勢が大事だろうというふうに私は思いますので、賛成をいたします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第59号の討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第59号にかほ市自治基本条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第60号の討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第60号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略

したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 61 号の討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 61 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

申し上げます。ただいま間もなく 12 時を迎えますけれども、会議の運営上、12 時を過ぎても、このまま会議を続行します。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 議案第 62 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、討論をします。

まるっきり反対ということではありません。そしてまた、だからといってまるっきり賛成でいいのかというのは、ちょっと気持ちが落ち着かない、こういう面があるので討論をさせてください。結果的には座っておりますから反対になってしまいましたが、意見を述べなければわからない、こういうことですので、討論します。

条例は単に 1 行、にかほ市立釜ヶ台小学校の項を削る、これだけです。これで釜ヶ台小学校が明治 15 年から 127 年という長い歴史の幕を閉じるわけですが、この 1 行で終わってしまうのかという思いがあります。というのは、これまで釜ヶ台小・中学校、当初は小学校だけだったと思いますが、小規模校として中学校の生徒、小学校の生徒、そして教職員も一緒に、本当に一人一人に行き届いた教育をしてきたのではないかというふうに思っております。そして保護者や地域の人、その人方と一体となっいろいろな行事もやってきました。それが来年からは運動会、これは地域ではなくなるでしょう。それから雪まつり、スキー大会というのでなくて雪まつりでスキーもやるが雪に親しむ、これは親も参加して一緒にやってきたと、こういう一体化してきた学校が、この 1 行で終わるのかというふうな思いがあります。もちろんこれまで何回も回を重ねて納得をしてもらったから条例を制定する、廃止条例にするのだということはわかります。ですから、統合そのものに反対ではないけれども、そういうことも考える必要ではないかと思います。特に条例は、それ相当の根拠があって、納得してつくる、あるいは廃止するということだと思っておりますが、今回の場合、いろいろ質疑でも出ましたけれども、文書化する必要があるのではないかという意見もありました。例えば当局の答弁を文書化してもできたのではなかったかというふうに思います。例えば通学下校方法は公費

で賄うというふうなこと、あるいは統合後の校舎、体育館は地域の有効な活用ができるようにする、プールは引き続き使えるようにと、それから児童生徒が統合による不便を来さないようにというふうなことや教育長も言っていましたが、統合後における想定外の件については柔軟に対応できるようにしていくと、こういうふうなことを文書化してこの廃止するときにはこれでいくんだと。そして、これからも協議は続くと。確かに小学校の統合は時間的にちょっとテンポが早まった、そういう感がありますので、本当に細部までは決めることはできなかったと思います。しかし、釜ヶ台のこれまでの長い歴史や地域に親しまれてきたということを考えて、私としては統合そのものはいいのでないかというふうに思いますが、少し整理をして条例を出すというふうにすべきだったと思うので、そういう点で討論とします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 62 号の討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 62 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休 憩

---

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、討論、採決を行います。

次に、議案第 63 号財産の処分についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 63 号の討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 63 号財産の処分については、委員長の

報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号市道路線の変更についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 64 号の討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 64 号市道路線の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 65 号の討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 66 号の討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 66 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 67 号の討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 67 号平成 21 年度にかほ市老人保健特

別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第2号の討論を終わります。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書は、継続審査とすることに決定しました。

次に、請願第1号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書（継続審査中）の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

この請願第1号に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第4号「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時10分 休 憩

---

午後1時12分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

次に、陳情第6号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第6号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書（継続審査中）の討論を行います。初めに、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） この後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書は、不採択ということのようですが、採択したほうが良いというふうに思っています。

陳情事項には後期高齢者医療保険料の大幅な見直し、低年金者の保険料の減免措置を国や広域連合に働きかけることというふうにあります。これは…。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時15分 休 憩

午後1時16分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

●12番（村上次郎君） 陳情事項には二つあって保険料の見直し、低年金者の保険料の減免、それから二つ目に資格証明書の発行はやめて取り上げるなど、こういうことですが、このうちの2項目については、これまでのいろいろな働きかけで——保険料を支払えない場合であっても簡単に保険証を取り上げないと、こういうふうに進んできております。ですが、低年金者の保険料の減免措置というのはまだ十分には行われていないと。ですから、こういうことを含めて国や広域連合に働きかけるということは必要なのではないかというふうに思います。これまでも後期高齢者医療制度については、高齢者の特徴として認知症があるとか、あちこち体具合が悪いからあちこちの医療機関にかかってしまうとか、あるいはやがて死を迎える、こういうようなことで、いずれ死ぬ人にはそんなにお金をかけないほうがいいのではないかと国が施策が丸見えです。そして社会保障費は当初3,000億円、そして毎年2,200億円ずつ削ってきました。最近の報道によれば、この毎年の社会保障費の削減、これももう限界、つまり削るのを控えようではないかという動きも出ております。しかし一方では消費税、あるいは骨太の方針の上でやっていくのだというので、まだまだ社会保障、あるいはその上に立っている後期高齢者医療制度、これはそのまま悪い状態で続くというふうになるとも思います。もちろん先ほどの保険証取り上げの問題についても批判が多いので、一時的に保険料の徴収を凍結する、こういうこともあります。特にこれまで子供の被扶養者になっていて保険料を納めなかった、こういう人については批判が多いために一時凍結などがありますが、しかし御存じのとおり参議院ではこの廃止法案が通っています。ですから衆議院でそのまま審査すれば衆議院の専決権があるということを通るかもしれませんが、まだこれは決定していない。廃止法案が一方の院で通っているということは、これは民意の大きなあらわれではないかと、そういうふうを受けとめてもいいのではないかと思います。

後期高齢者の内容についてこれまでいろいろ言いましたが、新たに勉強して、勉強会に行って聞いてきたこと1件報告したいと思います。これはDPCという制度を後期高齢者の人に行うということなんです。これはヤフーの知恵袋のベストアンサーからの引用ですけれども、「D」というのは診断、そして「P」というのは診療行為、「C」は組み合わせ、コンビネーション、この略称で診療報酬の計算方法だと。これまでの出来高制から治療の内容にかかわらず一日当たりの診療報酬額を決めてしまう方式、こういうことです。ですから、むだな検査や在院日数の短縮化などにより医療費が抑えられるというふうなやり方です。ですから、これは患者のメリットではなくて、医療費の支出を抑えたいという政府にとってのメリットだと。これが具体化なればどうするかという、命にかかわるような病気で入院中、さらに別の病気が出たと。そういうときに両方を治療しない、



こういうことになってしまいます。例として挙げているのは、脳梗塞で入院していた。ところが途中で心筋梗塞になった。どちらかを選んで片方の治療を中止しなければいけない、こういうようなことも組み込まれる、こういうことですから、参議院の民意を生かし、それを後押しするような形でこの陳情を採択して、それなりの意見を出していくのが必要でないかというふうに思います。

以上で討論を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで陳情第3号に対する討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第17、議提第3号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書から日程第19、議提第5号保険で良い歯科医療の実現を求める意見書までの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第3号について10番加藤照美議員の説明を求めます。10番加藤照美議員。

【10番（加藤照美君）登壇】

●10番（加藤照美君） それでは、議定第3号であります。物価に見合う年金の引き上げを求める意見書。

会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明。

提出先は麻生内閣総理大臣、与謝野財務大臣、舛添厚生労働大臣であります。

内容につきましては、皆様方に配付してありますので御一読してください。

以上です。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第3号の説明に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第3号の質疑を終わります。

これから議提第3号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第3号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号について、22番佐々木正己議員の説明を求めます。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

●22番（佐々木正己君） 議提第4号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制度を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月25日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己。賛成者、にかほ市議会議員榊原均、同じく市川雄次、同じく池田好隆、同じく佐々木清勝、同じく村上次郎、同じく佐藤文昭、同じく佐藤元。

次のページに、その骨子が載っております。全文朗読を省略します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年6月25日。にかほ市議会議長竹内睦夫。

意見書提出先。衆議院議長河野洋平さん以下ですが、総務大臣がかわっておりますので、その点を修正して出したいと思います。

以上です。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第4号の説明に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第4号の質疑を終わります。

これから議提第4号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第4号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号について、10番加藤照美議員の説明を求めます。10番加藤照美議員。

【10番（加藤照美君）登壇】

●10番（加藤照美君） 議定第5号であります。保険で良い歯科医療の実現を求める意見書。

これについても会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明。

提出先は、河野衆議院議長、江田参議院議長、それから麻生内閣総理大臣、与謝野財務大臣、舛添厚生労働大臣であります。

内容につきましては、皆様方に配付してありますので御一読してください。

以上です。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 30 分 休 憩

---

午後 1 時 30 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

●22 番（佐々木正己君） 先ほど提出先と言いましたけれども、訂正をいたします。

意見書の提出先ですけれども、先ほど河野衆議院議長以下と言いましたけれども、竹内にかほ市議会議長であります。送付先は衆議院議長以下でございます。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第 5 号の説明についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 5 号の質疑を終わります。

これから議提第 5 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 5 号に対する討論を終わります。

これから議提第 5 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 5 号保険で良い歯科医療の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育民生常任委員会から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その

条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 21 年第 5 回にかほ市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 1 時 34 分 閉 会

---